



**INDEX**

- 最近の動向  
「東北地方太平洋沖地震等により被災した要介護者等への対応についての取扱い」  
「宿泊サービスに係る都独自基準・届出公表制度」(案)への意見の募集
- 報酬算定・運営基準  
「入所者等から支払いを受けることができる利用料等について(通知)」  
「通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について」
- お知らせ  
「要介護(要支援)状態区分の変更の認定に係る有効期間の変更について」  
「利用者負担額軽減事業について(生活保護受給者の個室の居住費への拡大)」

平成23年4月1日発行 第81号

最近の動向

○ **東北地方太平洋沖地震等により被災した要介護者等への対応についての取扱い**

東北地方太平洋沖地震被災者及び原子力災害対策特別措置法の適用される地域等の避難者等に関する介護保険の各種取扱い等について、関連する事業所宛にFAX又は郵送にてお知らせしているところです。これまでに発出されている厚生労働省及び東京都からの事務連絡等は以下のとおりです。今後、随時更新しますので必ずご確認ください。

**【ホームページ掲載事務連絡(平成23年3月23日現在)】**

「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」  
(平成23年3月11日)

「東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について」(平成23年3月12日)

「東京電力株式会社及び東北電力株式会社による輪番停電にかかる要介護者等への対応について」(平成23年3月14日)

「東京電力株式会社及び東北電力株式会社による計画停電にかかる要援護者等への対応について」  
(平成23年3月15日)

「人工呼吸器を利用する在宅医療患者の緊急相談窓口の設置について」(平成23年3月16日)

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(平成23年3月17日)

「東北地方太平洋沖地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて」(平成23年3月18日)

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」

[平成23年3月22日介護保険最新情報Vol.182]

「東北地方太平洋沖地震等に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」  
(平成23年3月22日)

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」

[平成23年3月23日介護保険最新情報Vol.183]

**【東京都福祉保健局ホームページ】分野別→高齢者>介護保険>東北地方太平洋沖地震関連情報**

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shinsai\\_jouhou/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shinsai_jouhou/index.html))

最近の動向

○ **「宿泊サービスに係る都独自基準・届出公表制度」(案)への意見の募集**

これまで、指定通所介護事業所等における宿泊サービスについては、事業の実態把握及び法令等に基づく指導が困難な状況であり、事業所数も増加していることから、利用者の安全確保等を図るため、宿泊サービスの事業の都独自基準を策定することとしました。また、事業者のサービス提供を適切なものとするため、宿泊サービスを提供する事業者について、事業所の基本事項や基準に定める事項のうち一定の項目を届出させ、その届出内容を公表することとします。このたび、これらの案を取りまとめましたので、公表するとともに、広く意見を募集します。

意見募集の対象、募集期間、閲覧方法・場所については、以下のホームページをご確認ください。

**【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの都独自基準及び届出公表制度」(案)の公表及び意見の募集について**

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/dokujikijyun/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/dokujikijyun/index.html))

## ○ 入所者等から支払いを受けることができる利用料等について(通知)

報酬算定・運営基準

介護保険施設入所者等から受領できる日常生活に要する費用の取り扱いについては、「指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設における入所者から支払いを受けることができる利用料等について(平成12年5月31日付12高保地第130号)」等により、適切な対応をお願いしてきました。しかし近年、日常生活費等の範囲について解釈に疑義が生じる場面が増え、適正な費用徴収が行われていないケースも見受けられます。このため、改めて各施設等あてに「入所者等から支払いを受けることができる利用料等について」を通知しました。なお、本通知は、居宅サービスの解釈も含めて示しています。法令及び本通知の考え方を御了知の上、利用料等の取扱いにつき、ご留意願います。

### 【お問い合わせ先】

施設系サービス 施設支援課施設運営係 TEL:03-5320-4264

居宅系サービス 介護保険課介護事業者係 TEL:03-5320-4593

## ○ 通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について

報酬算定・運営基準

通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について厚生労働省に解釈の再確認を行ったところ、全ての通所介護事業所において日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う機能訓練指導員の配置が必要との回答が得られました。つきましては、東京都においては、平成23年4月1日以降新規指定申請時より有資格の機能訓練指導員の配置が必要となります。

なお、平成23年5月1日までに指定を受ける又は既に指定を受けている事業所においては、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間の経過措置期間にて機能訓練指導員の資格のある従業者の配置が必要となります。経過措置期間中に配置の上、所定の様式にて変更届の提出をお願いいたします。

### 【変更届提出先】

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階

財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室 TEL03-5206-8752

### 【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報>事業者指定申請・届出>変更届出様式(変更、廃止、休止、再開届)

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/shinsei/henko/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/henko/index.html))

### 【お問い合わせ先】

介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ 要介護(要支援)状態区分の変更の認定等に係る有効期間の変更について

お知らせ

要介護(要支援)状態区分の変更の認定、更新認定で要介護から要支援又は要支援から要介護に変更となった場合の有効期間について、区市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間の範囲内で定めることができることとされました。詳細は、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>介護保険についてのお知らせ>介護保険最新情報(厚生労働省からの通知)>介護保険最新情報(厚生労働省通知)>介護保険最新情報 Vol.180

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/info/saishin/saishin/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin/index.html))

【お問い合わせ先】介護保険課指導担当 TEL 03-5320-4292

## ○ 利用者負担額軽減事業について(生活保護受給者の個室の居住費への拡大)

お知らせ

平成23年4月から適用される制度改正の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

### 【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>事業者に関する情報(指定状況、負担軽減等)>生計困難者に対する負担軽減事業

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/jigyoku/keigen/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyoku/keigen/index.html))

【お問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4291